

令和8年度宮古島市観光危機管理計画推進業務 仕様書

1. 業務名

令和8年度宮古島市観光危機管理計画推進業務

2. 業務の目的

本市のリーディング産業である観光産業に悪影響を与える台風・津波・地震等の自然災害のほか、感染症・船舶事故等の観光危機に関し、基本的な対応方針を定めることを目的として、令和6年度・7年度に「宮古島市観光危機管理計画（以下、「観光危機管理計画」）」を策定した。本業務では、令和6年度・7年度の取組を土台として、安全・安心な観光地としてより魅力的な観光ブランドを構築することを目指し、観光危機管理計画の実行性を高めるために、次の内容を実施する。

3. 業務期間

契約締結日の翌日～令和9年3月31日

4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書及び証憑書類
- (6) その他、委託者が指示する書類

5. 業務内容

(1) 関係者ヒアリングの実施

令和6・7年度に策定した観光危機管理計画をもとに、行政関係者や市内に所在する事業者等を対象に、観光危機管理の実効性を高めるためのヒアリングを行う。ヒアリングにあたっては、現状の観光危機管理の取組状況や課題、今後の取組の必要性に関する意見交換を含めるものとし、市担当職員も同席のうえ実施する。

(2) 宮古島市観光危機管理プラットフォーム会議の運営支援

観光危機管理計画に位置付けた「宮古島市観光危機管理プラットフォーム」（以下、「観光危機管理プラットフォーム」）は、行政関係者や市内に所在する事業者等が定期的な会合の機会等を設け「顔の見える関係づくり」を行うことで、盤石な宮古島市の観光危機管理体制の構築が可能となる。本業務では、観光危機管理プラットフォームを設立し、観光危機管理プラットフォームの会議の開催・運営を行う。なお、年度内で1回以上の開催を想定する。

(3) 観光危機管理に係る訓練の実施

前述の「観光危機管理プラットフォーム」が活動するうえで、観光危機発生時の役割を事前に認識し備えておく必要がある。本業務では、観光危機発生時の行動を体験する場を設けるために、地震・津波等の観光危機発生時を想定した訓練を企画・実施する。

(4) 1～3を踏まえた観光危機管理計画の見直し

前述の1～3を踏まえ、観光危機管理計画について更新を行う。

(5) 報告書の作成

本業務の完了にあたり、報告書を作成し市へ提出する。

6. 成果物

本業務における成果物は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書：1部
- (2) 観光危機管理計画（更新版）：1部

7. 納入場所

宮古島市 観光商工スポーツ部 観光課

8. 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
本業務の経理を明確にするため、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。
- (3) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (4) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9. その他事項

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。